惟仲・生昌年表（一）

高橋　由記

【凡例】

一、この年表は平中納言惟仲および、その弟・大進生昌の動静を史料等から抜いたものである。原則として惟仲・生昌の名前の記載のあるものは、記事の重要性如何に関わらずすべてを抜き出した。その他、惟仲の妻・繁子、繁子と道兼の子・尊子についても出来る限り年表に取り込んだ。

二、参考資料は次の通りである。

小右記（大日本古記録）・権記（寛弘七年までは「史料纂集」、それ以降は「増補史料大成」）・御堂関白記（大日本古記録）・公卿補任（国史大系）・職事補任（群書類従）・日本紀略（国史大系）・扶桑略記（国史大系）・百錬抄（国史大系）・本朝世紀（国史大系）・一代要記（改訂史料集覧）・類聚符宣抄（国史大系）・正倉院文書（大日本古文書）・東大寺別当次第（群書類従）・栄花物語（日本古典文学大系）・国司補任・蔵人補任・弁官補任・平安遺文・平安朝歌合大成

また、どの資料によったのかは、原文の最後に載せた。

三、日記等の史料に関しては原文をそのまま載せた。また、同日の資料もすべて載せた。縮小文字はそのまま縮小文字として載せたが、割注に関しては、ワープロの機能上の都合により四分の一倍角の文字にし、すべてを一行書きに直した。

四、閏月は○数字とした。たとえば閏一月は①、閏十二月は⑫と記載した。

五、異体字は通行字体になおした。

六、年表に関しては、左上に通しのページ番号を付けた。（一）は、通し番号1～9（正暦四年まで）である。

年号	天皇	歳	月日	惟仲関連事項	社会事項
寛和二(九八六) 永延元(九八七) 永延二(九八八)	一条	44	7 11 3 8 2 9 正7 正8 正9	庄右少弁。【公卿補任】 左大弁 藤原有国 右中弁 大江匡光 右少弁 藤原懐忠 左中弁 藤原忠輔 権左中弁 藤原[illegible] 昇殿。【公卿補任】 正王下（一品内親王）[資子]（御裳）【公卿補任】 庚午、参内、宿、（手）権中納言従二位藤原[illegible]卿云々。【小右記】 庚午、参内、宿、（手）権中納言従二位藤原[illegible]卿云々。【小右記】 庄右少弁。【公卿補任】 左大弁 藤原有国 右大弁 藤原懐忠 左中弁 藤原[illegible] 左少弁 藤原[illegible] 右中弁 藤原忠輔 権左中弁 藤原[illegible] 補任。【公卿補任】 左中弁 藤原有国 右中弁 藤原懐忠 左少弁 藤原忠輔 右少弁 藤原[illegible] 権左中弁 藤原[illegible] 補任。【公卿補任】 4 5 改元永延元年。
寛和三(九八七) 永観二(九八四) 永観三(九八五)	一条 花山	43 41		肥州平刑史『朝野群載』巻二十所収「[illegible]」という語が勅撰由来官位の権中の漢詩にあり。	7 6 10 8 22 23 10 27 一条即位。花山即位。
寛和三(九八七) 永延元(九八七) 永延二(九八八)	一条	44 38 37 32 29 26 25	正7 10 26 3 19 正2 26 正19 正24 正7 8 5 21 12 6	正王下（一品内親王）[資子]（御裳）【公卿補任】 庄右少弁。【公卿補任】 従五上（治国）。【公卿補任】 庄筑後権守。【公卿補任】 庄相模介[冷泉]院分。【公卿補任】 庄筑後権守。【公卿補任】 庄美作権守。【公卿補任】 従五下（[冷泉]院分）。【公卿補任】 補位。【公卿補任】 庄刑部少丞。【公卿補任】 庄右衛門少尉。【公卿補任】 丁酉。発道八十島祭使蔵人右衛門尉藤中。【日本紀略】 補蔵人。（践祚）。【公卿補任】 昇殿。【公卿補任】 補文章生（字平）。花雪（降）。【公卿補任】 東宮[冷泉]昇殿。【公卿補任】 女（貞氏）。従三位従四位上美作介参河一男。中宮中務中[illegible]国青河都司。 贈従三位従四位上美作介参河一男。中宮中務中[illegible]国青河都司。 蔵人頭 藤原兼家 五位蔵人 藤原為光 大江匡光 藤原資時 六位蔵人 藤原伊文 蔵人補任 藤原遠量 補蔵人。【公卿補任】 補蔵人。【公卿補任】 補蔵人。【公卿補任】

九九〇 正暦元＝九九一 永祚二

一条

47

7 正29 兼内蔵頭介知元。【公卿補任】

7 2兼家薨。5 26道隆摂政。5 8兼家出家。5 5兼家閑居。5 2定子女御。正25定子入内。

九八九 永祚元＝永延三

一条

46

正7 叙従四下（治国）。【公卿補任】

正29 従四上（弁労）。【公卿補任】

8 8改元永祚元年。

2 23道隆内大臣。

12 9 俊別当正四位下行左中弁兼近江権守平朝臣惟仲。 参議 十二月九日符。【東大寺別当次第】

……主殿頭法橋上人位蜀然。

大春朝臣「良辰」「賜」【正倉院文書】

永祚元年十二月九日正五位下行左大史兼備中権介

12 9 依宣行之賜到権状、賜、

……主殿頭法橋上人位蜀然。

12 9 大政官賜東大寺

正四位下行左中弁兼近江権介平朝臣惟仲

10 18 丙寅、……而今日参入、摂政仰其由於左中弁（藤原）惟仲、

伸々（マヽ）朝臣、仰史（多）米国平信補、令造立也、頗

似聊、如何々、【小右記】

左大臣宣、奉勅、件人宣為彼寺別当者、寺家知、

依宣行之賜到権状、賜、

4 5 乙卯、……今日有叙位・除目云々、参日行幸上卿（藤原道兼）・参議（藤原安親等）・史（多）米国平）・中原致時（等）、又彼所検非違使、造将横国司々、之中有（藤）資忠朝臣加級、小右記

介平惟仲等云々、

其田、又有除目、古中弁（藤原）資忠、左中弁有（藤）資忠朝臣加級、小右記

左中弁（藤原）伊周、

権左中弁　左中弁　左大弁　左大弁
平惟仲　藤原有国　藤原資忠　藤原伊周
左少弁　左少弁　右中弁　右中弁
源俊賢　源扶義　藤原道輔　藤原伊周

【弁官補任】

4 5 正四下藤原道綱朝臣（造酒正）・（従五下）藤原資忠（左中弁）。依加階昇殿。【公卿補任】

道兼所奏云々、【小右記】

臣・（平）惟仲朝臣、従五位下清道、此加階中権介・清

3 5 丙戌、……除目、次有人々加階事云々、従四位上永頼朝臣、

永延三年三月二日　【類聚符宣抄】

弁　史

事已上依例分付。符到奉行。

右去年十二月九日兼任従国権介畢。国宣承知官物一

大政官符近江国司

従四位上行右中弁平朝臣惟仲

3 2 正7 叙従四下（弁労）。【公卿補任】

正29 従四上（治国）。【公卿補任】

九九一 正暦二

一条

48

正26 補蔵人頭（古大弁兼左中将）。参議。介知元。【公卿補任】

正27 補蔵人頭。正四位下古大弁兼内蔵頭。【一代要記】

蔵人頭　五位蔵人
源俊賢　平惟仲
藤原知光　藤原公任
源明理　六位蔵人
藤原輔尹

【蔵人補任】

2 12円融崩御。

正27伊周参議。

九九二 正暦三

一条

47

12 9 戊戌。……丹波国人讃岐参議調。

……丹波国人讃岐参議調。

……丹波国人讃岐参議調。

……主殿頭法橋上人位蜀然。

……主殿頭法橋上人位蜀然。

……主殿頭法橋上人位蜀然

年	条			
正暦二（九九一）	一条 48	3	停蔵人頭（辞退）。【公卿補任・一代要記】	
		3 25	辞頭。（内蔵頭）【職事補任】	
		4 5	贈故従四位上平朝臣珍材従三位依彼男右大弁惟仲朝臣上奏也。可尋之。【日本紀略】	
				9 7 道兼内大臣。道長権大納言。道頼・伊周権中納言。
				9 16 詮子出家。
正暦三（九九二）	一条 49	4	○四九〇八　紀伊国石垣上荘立券文案○高野山文書文献出版集・正倉院文書 下行右大弁兼内蔵頭平朝臣惟仲、抑去天慶九年故左大臣家石垣庄相別上下両庄、被処分之時、下庄料相副本公験、被処分、上庄料以案文、家司唱署名、副絵図被宛給、仍下副本公験。然而官符面具注載由趣、仍唱売買両人署名、立券文如件、 正暦三年四月　日 依枇杷殿　仰、為買人加署名、 伝燈大法師延源 買人正四位下行右大弁兼内蔵頭平朝臣惟仲 判　同伍年九月廿七日【平安遺文】	
		6	追捕使丹椽郡務使紀在判 皇后宮職御厨別当郡摂使紀在判 辞退近江介。【公卿補任】	
		8 28	任参議（右大弁如元）。【公卿補任】	
		8 28	正四位下公任同日（8／28）任元蔵人頭葛原親王中納言時望孫贈正三位珍材一男右大弁【一代要記】	
				8 28 伊周権大納言。
				12 7 伊周・道頼正三位。隆家正五下

年	条			
正暦四（九九三）	一条 50	正 1	庚寅、……依□不参入、伝聞、右大臣（道長）寅後、内弁云々・大納言（藤原）道長参賀、・□（伊）周・中納言（藤原）顕光・（源）時中・（藤原）道頼・参議（平）惟仲以上□（礼力）服也。【小右記】	
		正 7	丙申、……於射場殿発音楽、依雨儀也、舞了公卿退下、拝舞復座、内弁執宣命・見参付内侍奏也、即返給復座、召（平）惟仲朝臣、右大弁 給宣命、受了左廻復座、失誤也可用左廻也。【小右記】	
		正 13	近江権守。【公卿補任】	
		正 17	丙午、……入夜越後守（藤原）理兼主来談、漸及深更、射礼□（事力）権大納言『伊周』・右大弁『惟仲』着行云々、及深更事了、【小右記】	
		正 23	壬子、今日政始、……庁事了着南所、有申文、両大丞（藤原懐忠・平惟仲）着之、申文了立箸後、少納言勧盃於上卿、到下臈宰相手、右大弁 惟仲 左中弁（源）扶義起座【小右記】	
		2 8	丙寅、剋限参内、而結政早了、右衛門督（藤原道頼）参入、然而依結政早了入内、此間右大弁（平惟仲）参入、	
				2 2 道隆関白。

年	条			
正暦四（九九三）	一条 50	2 10	令問案内、史二人着結政、剋限未到以前早了者、尤可奇事也、【小右記】	
		2 28	戊辰、右大弁『惟仲』使史有隣尋訪送也、【小右記】	
			丙戌、……今日午時大納言伊周・参一〔議〕（平）惟仲着座云々、【小右記】	
		3 20	戊申、参内、右府（源重信）被参、被定季御読経僧名、余執筆、依左右大弁（藤原懐忠・平惟仲）不参、【小右記】	
		4 8	丙寅、参内、有御潅仏事、……御導師失錯甚多、御潅仏了公卿次第潅仏、……陪出自当類聞 之民、参議（藤原）公任（平）権右中将用命出入
			【小右記】	
		4 14	壬申、摂政被参賀茂、大納言伊周・中納言（源）時中・道頼・参一〔議〕（藤原）道綱・惟仲・三位（源）泰清等騎馬前駆云々、大納言（藤原）道長・参一〔議〕安親乗車追従云々、前々人々今日被参賀茂之時無如此事、【小右記】	
		4 15	癸酉、……今日会祭所之公卿大納言朝光・道長・伊周・中納言公季・時中・（源）伊陟・道頼・参一（議）道綱・安親・懐忠・惟仲・三位泰清也、【小右記】	
		4 23	辛巳、参内、外記云、上官出立、仍行立蔵例曹司南、卿相入侍従所了、外記・史等入内、其後参内、先是右兵衛督在陣、権大納言・藤相公・右大弁（平惟仲）自指遣館参陣【小右記】（注2）	
		5 5	壬辰、着庁、大納言（藤原）伊周卿為上、中納言（源）伊陟卿・参議（藤原）公任同着、右大弁（平）惟仲自結政所着庁、……次第着座、有申文、其後如例、但少納言（藤原）実成起座、於東階下執盃勧上卿、所監執瓶子巡行、至最末参議（平）惟仲手、左中弁（源）扶義起座、進受復座下巡、【小右記】	
		6 26	（【小右記】7／5の条、参照）	
		7 5	辛卯、……外記多米国定来持〔持来〕去月廿六日癸未日記、其記云、左衛門督（藤原）顕光卿・右大弁（平）惟仲着左仗、被行故菅丞相贈位・贈官之事、【小右記】	
		7 8	甲午。今日除目也。仍関白〔道隆〕初着左仗座。次右大臣。内大臣〔道兼〕。権大納言藤原伊周卿。中納言藤原顕光卿。参議藤原懐忠卿。平惟仲朝臣着同左仗座□関白起左仗座昇殿。次大臣以下起同座。着議所座西上北面、右大臣、中納言顕光卿、公季卿、参議懐忠卿、西上南面、内大臣、権大納言伊周卿、参議平惟仲朝臣。【本朝世紀】	
		7 11	丁酉。中納言源保光卿。参議平惟仲朝臣着庁座聴政。無申文之事。【本朝世紀】	
		7 25	辛亥。権中納言源伊陟卿。参議平惟仲朝臣着庁座。【本朝世紀】	
		7 28	甲寅。午時。此日。有追相撲之事。午後。関白従腋被参殿上。次内大臣〔道兼〕。大納言藤原朝光卿。権大納言同伊周卿。中納言藤原顕光卿。源保光卿。藤原公季卿。権中納言源伊陟卿。藤原道頼卿。参議同道綱卿。同安親卿。同懐忠卿。同実資卿。同公任朝臣。同誠信卿。平惟仲朝臣参左仗座。【本朝世紀】	
		8 25	庚辰。今日有仁王会大祓之事。仍参議平惟仲朝臣着大庭座被行。但諸司皆具。子細在別記。【本朝世紀】	
				7 8 扶義中宮権大夫

（九九三）
正暦四
一条
50

⑩ 16　10 29　10 27　10 22　10 9　10 7　10 5　10 3　10 2　10 1

丙辰。午後。権大納言藤原朝光卿。参議平惟仲朝臣参着宇頭殿。……但退出。
己未。中納言源保光卿。参議平惟仲朝臣参着宇頭殿。【本朝世紀】
辛酉。……但参議藤原実資卿。平惟仲朝臣参。退出。
丁丑。本朝世紀】
癸亥。午後。右大臣〔重信〕。大納言藤原済時卿。権中納言源伊陟卿。同安親卿。参議藤原道綱卿。同懐忠卿。平惟仲朝臣参着左仗座。【本朝世紀】
辛巳。午後。古大臣。大納言藤原朝光卿。権大納言同道長卿。参議同道綱卿。同懐忠卿。同安親卿。同懐光卿。中納言源伊陟卿。同伊周卿。平惟仲朝臣参着左仗座。【本朝世紀】
己未。中納言源保光卿。参議平惟仲朝臣参着宇頭殿。【本朝世紀】
丁丑。午後。権大納言藤原伊周卿。参議同道綱卿。平惟仲朝臣参着左仗座。【本朝世紀】
乙卯。……但参議藤原懐忠卿。次参議平惟仲朝臣参着左仗座。【本朝世紀】
丙辰。午後。権大納言藤原伊周卿。中納言源保光卿。参議藤原懐忠卿。伊周卿不参。以前退出。
癸未。午後。権大納言藤原伊周卿。中納言源保光卿。参議藤原懐忠卿。同安親卿。同懐光卿。同懐忠卿。同懐光卿。参議同道綱卿。同懐忠卿。同安親卿。同懐光卿。中納言源伊陟卿。同伊周卿。権中納言藤原済時卿。参議藤原懐忠

お詫びと訂正

高橋由記

「花を瓶にさすこと――『枕草子』第二〇段に関連して――」（『瞿麦』第三号）をお送りしましたところ、竹鼻績先生から以下のようなご指摘をいただきました。ここに訂正し、深くお詫び申し上げるとともに、竹鼻先生に厚く御礼申し上げます。

○竹鼻先生の御論文「馬内侍伝の一資料――時明集の作者をめぐって――」（『文学・語学』第十三号・昭和34・9）に関して、引用の仕方に誤りがあること。

○松田安紀子氏の御論文「『馬内侍集』に関する一考察――東三条のはな――」を引用する際、松田氏が「少納言蔵人」を「道方」に比定しているところを、私が誤って「道長」としてしまっていること。

○蔵人兼少納言の男性貴族ならば「蔵人少納言」と記載するのが通例であろうから（『権記』長徳三年七月三十日、『小右記』寛弘八年八月二日）、「少納言蔵人」というのは少納言と呼ばれた女蔵人ではないかということ。

↓三点とも確認しましたが、すべて私の誤りであり、先生にご指摘いただいたとおりでした。第三点に関しましては『権記』『小右記』の記事を確認し、また自分でもその他の史料、『枕草子』（新潮古典集成）の用例を調べましたところ、一六四段「君達は」の段に「蔵人少納言」という記載があり、一七四段「村上の先帝の御時に」の段に「兵衛の蔵人」という女蔵人が登場しており、全く私の早合点でございました。

正暦四（九九三）	一条	50		同公季卿。源俊賢朝臣。藤原道綱卿。参議同道方朝臣。
			11 15	同公季卿。権中納言源伊陟卿。藤原道綱卿。同安親卿。同実資卿。同懐忠朝臣。
			11 13	従三位藤原道信（実資猶子。従二位道信卿子息。）朝臣参議。左衛門督。平権中納言。
				【本朝世紀】
			11 15	戌辰。……大臣参内。帰入陣後、此間大納言朝光卿以下出殿。殿上人。公卿補任。
				【公卿補任】
				着座。次大納言以下着陣。小一条内大臣着座。公卿立座。先前。大丞参定官長久朝門。大舎人称唯。小忌少納言。道方朝臣参議。入。小忌・大忌参座。列立左。兵衛陣前辺。少納言伝名。次第入自承明門。諸大夫東西相分列立。畢内弁宣。候座。諸道候如常。臣議座。次造正殿官長。次小忌小納言〔言〕。小忌参議権中将参座。恒。小蔵先導。次第参上着座。宣陽門向中隔。参立殿列。宣陽門向中隔。左衛門督。右衛門督。参議。中将。少将。蔵人。殿上人。侍従。内蔵頭。内匠頭。左兵衛督。右兵衛督。左大弁。右大弁。左中将。右中将。左少将。右少将。蔵人頭。左近衛中将。右近衛中将。左兵衛督。右兵衛督。左大弁。右大弁。左中将。右中将。左少将。右少将。蔵人頭。左近衛中将。右近衛中将。
				【小右記】
	12 25			戊申。午後。中納言藤原顕光卿。参議平権中将参着左。
				仗座。【本朝世紀】
	12 26			己酉。今日於外弁官曹司。有任国司召事。権大納言藤原伊周卿。権中納言源伊陟卿。参議平権中将行之。【本朝世紀】

※注1　寛和二年五月二十一日条『日本紀略』の記事「蔵人古参門部雅中」について。

・寛和二年五月二十一日条に、六位蔵人として「権中将」があり、雅中ナシ、雅文ク位蔵人古参門部雅中「蔵人」であるので、これに従った。

後一条天皇の蔵人補任『蔵人補任』

2　円融院御時に十三日条『今昔』「後記」に、この条の記事とつくべき。

・「御本に誤ル」とし、「本条に」とし、「今後ハ」と訂正されたものか、誤ったまま。